平成２３年５月１３日

各　位

会社名　　日本郵船株式会社
代表者名　代表取締役社長　工藤　泰三
コード番号　９１０１
上場取引所　東証・大証・名証各第一部
問い合せ先　企画グループ長
浦上　宏一
TEL　03-3284-6189

当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成20年6月24日開催の当社第121期定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策」（以下「現プラン」といいます。）を導入しておりますが、その有効期間は、平成23年6月開催予定の当社第124期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社取締役会は、現プランの導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展などを踏まえ、当社及び当社企業グループの企業価値及び株主共同の利益を確保及び向上させるという観点から、現プランの継続の是非も含め、その在り方について継続的に検討してまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を一部修正するとともに、本定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただくことを条件として、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策」についても一部修正の上、更新することを決定しましたのでお知らせ致します（以下一部修正のうえ更新後のものを「本プラン」といいます。）。社外監査役２名を含む当社監査役４名は、いずれも本プランは相当である旨の意見を述べております。

本プランの、現プランからの主な修正点は、以下のとおりであり、いずれも、本プランの適用の明確性及び透明性を高めるためのものです。

（１）　当社取締役会又は独立委員会が大規模買付者に対して補足又は追加の情報提供を求める場合に、期限を設定しました。
（２）　独立委員会が当社取締役会に対して情報提供を求める場合に、期限を設定しました。
（３）　独立委員会の検討期間を営業日から暦日に変更しました。
（４）　対抗措置が発動され得る濫用的買付者の類型に該当する場合をより限定しました。

（５） 企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付等に関し、対抗措置が発動され得るのは著しく毀損するおそれがある場合のみに限定するとともに、例示を削除し、簡素化しました。

（６） 対抗措置を発動する場合に一部の新株予約権者への現金交付は行わないことを明示しました。

なお、平成 23 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙１．のとおりであり、本日現在、当社の株券等について大規模買付行為等の具体的な提案はなされておりません。

１．基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以下に申し述べます当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業理念を理解し、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社グループは、「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」を当社グループ企業理念の基本として、日々の企業活動を行っております。

当社グループが標榜するグローバルな総合物流とは、海上運送事業に、陸上運送事業及び倉庫事業等の陸上物流事業、航空運送事業、並びにターミナル事業等を、世界的な規模で有機的かつ複合的に結合させて海運業プラスアルファのサービスをお客様に提供するとともに、海運市況変動の経営に与える影響を極力小さくすることを目的とする事業形態であります。

当社は、この総合物流は、グローバル社会の基盤の役割を担う公共性を持った事業であるのみならず、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を最大化する事業形態でもあると考えております。当社はこの考え方を当社グループの経営戦略の根幹に据え、従来よりその発展及び深化に努めてまいりました。

当社グループは現在、海上運送事業分野においては、新興国等の経済成長に伴い拡大する資源運送の分野をはじめとして、積極的な船舶投資を行っております。その一方で、陸上物流事業ではサービスネットワークの拡大、新興地域での事業拡大、及び総合物流戦略を中心としたお客様本位の営業基盤の整備に取り組んでおります。航空運送事業においては新鋭機材の導入等の投資を続けております。これら海・陸・空の輸送モードを整備し海運業プラスアルファのサービスを提供してお客様に満足いただくことで、当社は総合物流企業グループとしての更なる発展を目指しております。

また、当社グループは、企業は株主・投資家の皆様をはじめとし、お客様、社会、グループ社員その他のステークホルダーなしには存在しえない社会的存在であり、社会に対する責任（CSR）こそが経営の基本であり、かつ当社グループの企業価値の源泉でもあると考えております。当社グループは、当社グループの有する経営資源及び利益の社会への還元に努めるとともに、総合物流の基盤をなす環境対策及び安全対策に積極的な施策を講じる等、CSR 経営を深化させております。

当社グループは、今後ともCSR経営への強い意識を有するグローバルな総合物流企業グループとして発展することにより、その企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指します。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、冒頭に申し述べた点に鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。したがって、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることと致しました。

２．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下に申し述べます、新中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元を進めてまいる所存です。

当社取締役会は、これらの取組みはいずれも当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指すものであることから、１．で申し述べた基本方針に沿うものであって、株主の共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

２－１．新中期経営計画”More Than Shipping 2013”の策定及びその実施

当社は、さる平成23年3月31日、平成23年4月から平成26年3月までを対象期間とする新中期経営計画”More Than Shipping 2013”を策定し発表致しました。この新中期経営計画により、当社グループの新たな成長とそれを支える基盤の整備の道筋を、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様へ提示し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

新中期経営計画”More Than Shipping 2013”においては、「アジアの成長を世界へ繋ぐ」を副題として、従来の海運業にプラスアルファの戦略を策定し、アジアの成長を取り込み更なる成長を目指します。

○”More Than Shipping 2013”の重点戦略

１．物流事業を活かして、アジア域内・発着輸送に対応

２．自動車物流・ターミナルを活かして、アジアでの完成車輸送に対応

３．技術力を活かして、より高度なエネルギー輸送に対応

４．世界ネットワークを活かして、海外資源エネルギー輸送に対応

“More Than Shipping 2013”では、最終事業年度である平成26年3月期には連結売上高2兆3,000億円、経常利益 1,300億円、当期純利益950億円の達成を目標にしております。更に平成29年3月期の目標として売上高 2兆7,000億円、経常利益 1,700億円、当期純利益1,250億円 を掲げております。

新中期経営計画”More Than Shipping 2013”の詳細につきましては、平成23年3月31日に別途発表しております資料をご覧ください。

２－２．企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指し、透明性の高い経営体制の構築を目指しております。その中でコーポレート・ガバナンスの整備は重要な課題であり絶えず見直しを進めております。

当社は平成14年より経営委員制度を導入し､取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。現在の当社の取締役は13名です。また、株主総会招集通知を原則的に総会開催の3週間前に発送し、株主の皆様が余裕を持って議案をご検討いただけるように努めてまいりました。当社は、現プランの導入に伴い、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監督機能の強化を図るため、平成20年6月24日開催の当社定時株主総会において新たに独立性の高い社外取締役の選任と、取締役任期を1年とする定款変更を株主の皆様にお諮りし、承認をいただいておりますが、この点は、本プランへの更新後も同様です。なお、当社の社外取締役（2名）および社外監査役（2名）は、いずれも金融商品取引所へ届け出た独立役員であり、独立性が高く、株主の皆様と利益相反が生じるおそれのない者です。

２－３．投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充など将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としています。

なお、新中期経営計画”More Than Shipping 2013”においては連結配当性向の目安を25%として掲げております。

３．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての本プラン

３－１．本プランの目的

当社は、１．に述べましたとおり、CSR は経営の根本であるとの強い意識を有するグローバルな総合物流企業として発展することにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指しており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業活動の基本理念を理解し、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。現プランは、かかる観点から、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模な買付行為を防止すべく平成 20 年に導入したもので、今回これを一部修正した上で本プランとして更新することとしたものです。

もっとも、当社は、同じく１．に述べましたとおり、当社株券等の大規模な買付行為が行われた場合、それが当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあるか、ひいてはこれに対し対抗措置を講ずるか否かは、最終的には株主の皆様が判断されることであると考えております。しかし、株主の皆様がこの判断を適切に行うには、当該大規模な買付行為を行う者、その目的、その条件、大規模な買付行為の資金の調達方法及び買付行為の後の当社グループの経営方針及び事業計画等を知ることが不可欠であり、それらの情報を収集し、株主の皆様に伝達するのは、株主の皆様の負託を受けて会社経営の任にあたる取締役会の責務であると考えております。状況によっては、取締役会が株主の皆様に対し、買付者の経営方針及び事業計画等に対する代替案をお示ししその判断に委ねることもまた、取締役会の責務であると考えております。にもかかわらず、大規模な買付行為を行う者がそれら情報の提供に応じない場合には、当社グループの企業価値及び株主共同の利益が著しく毀損されるのを防ぐため、取締役会は原則として速やかに対抗措置を講じる必要があると考えております。また、大規模な買付行為を行う者が、取得した株券等の高値買取りを会社に要求する、会社を一時支配後会社の資産等を廉価に取得しようとする、株主に株券等の売却を事実上強要する等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的な買付者である場合にも、同様であると考えます。更に、買付等の条件が、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると考えられる場合には、対抗措置を講ずるか否かの判断は、企業価値及び株主共同の利益を図るべく経営の任にあたる取締役会の責務を踏まえつつも、最終的には株主の皆様に委ねるのが適切であると考えております。

そして、これらの過程において、取締役会が万が一にも恣意的に行動することのなきよう、それを防ぐための措置を講ずることも必要であります。

本プランは、上述の各要請を合理的に調整し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるためのものです。

３－２．本プランの内容

３－２－１．本プランの概要

３－１に述べた目的を達成するための本プランの概要は、次のとおりです。

大規模買付者（下記３－２－２．（１）で定義されます。）は、①大規模買付者が当社取締役会及び独立委員会に対し大規模買付等に関する必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会が独立委員会に対して必要かつ十分な情報を提供し、③独立委員会の審議及び答申のための一定の期間が経過し、④取締役会又は株主総会が対抗措置発動の是非について決議を行うまでは、大規模買付等を開始することができないものとします。

ア．　独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の諮問を受けて、大規模買付等に対する対抗措置の発動の是非等について審議し、当社取締役会に勧告その他の答申を行う、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、会社の経営、経済又は法令に通暁した３名以上の委員によって構成されます。独立委員会規則の概要は別紙２．のとおりであり、現在の独立委員会委員 3 名の氏名及び略歴は別紙３．のとおりです。このうち、岡本氏及び翁氏はいずれも金融商品取引所へ届け出た独立役員であり、また、平山氏は当社と顧問関係のない弁護士であり、いずれも株主と利益相反が生じるおそれのない者です。現在の独立委員会委員３名については、本定時株主総会で本プランが承認されたのち、引き続き委員に選任する予定です。

イ．　大規模買付者に対する情報等の提供の請求

当社株券等の大規模買付等が行われる場合、当社は、大規模買付者に対し、買付説明書（下記３－２－２．（２）で定義されます。）により事前に大規模買付等の目的及び条件等の情報を提供していただくことを求めます。買付説明書の提出があった場合、当社取締役会は、独立委員会に対しこれを送付し、対抗措置の発動の是非等について諮問致します。また、独立委員会も、必要と認める場合には大規模買付者に対して更なる情報の提供を求めることができます。但し、買付説明書が提出された後の更なる情報の提供の請求については、所定の期限が設けられております。

ウ．　当社取締役会に対する情報等の提供の請求

独立委員会は、当社取締役会に対しても、その判断に必要な情報の提供を求めることができます。ただし、これについても所定の期限が設けられております。

エ．　独立委員会の審議及び答申

独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会からイ．及びウ．に従って提供された情報等に基づき審議を行い、所定の期間内に答申書を作成して、これを当社取締役会に提出します。

オ．　当社取締役会による決議

当社取締役会は、当該大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない大規模買付者に該当すると認めた場合は、独立委員会の発動勧告を経て、対抗措置の発動を決議することができ、当該大規模買付者が濫用的買付者（３－２－２．（５）で定義されます。）に該当すると独立委員会が認定し発動勧告をした場合は、原則として株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができます。また、独立委員会が、当該大規模買付等は当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損

するおそれがあると認定し発動勧告をした場合、当社取締役会は株主総会を招集し、対抗措置を発動する旨の決議を経て対抗措置の発動を決議することができるものとします。

カ．　対抗措置

対抗措置は、大規模買付等に対し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、その健全な向上を図り、その他これを防衛するために必要かつ相当な、新株予約権の株主無償割当てその他独立委員会の意見を踏まえて、その時点で最も適切と当社取締役会が判断した方法を選択するものとします。ただし、対抗措置が新株予約権の発行の場合であっても、一部の新株予約権者に対する現金交付は行いません。

３－２－２．大規模買付等の開始から対抗措置の発動又は不発動の決議までの手続

（１）本プランが定める手続の適用される大規模買付等

本プランが定める手続は、当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち次のいずれかに該当するもの（以下「大規模買付等」といい、かかる買付等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に適用されます。

ア．当社が発行者である株券等[1]（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者[2]及びその共同保有者等[3]の株券等保有割合[4]が 20%以上となる買付等[5]

イ．当社株券等について、公開買付け[6]を行う者の株券等の株券等所有割合[7]及びその特別関係者等[8]の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

（２）大規模買付者に対する情報等の提供の請求

---

[1] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等（３－２－２．（１）ア．の場合）若しくは同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等（３－２－２．（１）イ．の場合）又はその双方（その余の場合）

[2] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項の保有者及び同条第 3 項によって保有者に含まれる者

[3] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者及び同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者並びに保有者又は共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者

[4] 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合（ただし、重複する保有株券等の数については控除するものとします。）

[5] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される買付け等

[6] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付け

[7] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合（ただし、重複する所有株券等の数については控除するものとします。）

[8] 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者及び公開買付けを行う者又はその特別関係者との間で公開買付けを行う者・特別関係者間の関係と類似した関係にある者。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項に定める者を除きます。

大規模買付者には、大規模買付等に着手する前に、当社に対し、その名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付等の概要を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨記載した、当社所定の書式による「意向表明書」を日本語にて提出していただきます。

当社は、大規模買付者から意向表明書を受領した後 10 日以内に、株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に対し交付します。その後、当該大規模買付者には、当社取締役会に対し、大規模買付情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。取締役会又は独立委員会の求めによりこれを補足又は追加する情報が提供された場合は、それも含みます。以下同じです。）を提供していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付し、大規模買付等に対する対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、回答期限を定めて、買付説明書を補足又は追加する情報の提供を求めることができるものとします。補足又は追加する情報の提供（以下「追加情報提供」といいます。）の要請は、必要に応じ複数回行えるものとしますが、その場合であっても、追加情報提供を求め得る期間は、それらに対する回答期限を含めて、大規模買付者が最初の買付説明書を提出した日から最長 60 日までとします。ただし、大規模買付者から延長請求がなされた場合には、必要に応じて当該期間を延長できるものとします。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付等の目的及び内容によって異なりますが、概ね以下の情報を含みます。

ア．大規模買付者及び大規模買付等に関し大規模買付者と意思の連絡のある者（特別関係者等及び共同保有者等を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

イ．大規模買付等の目的、方法及び内容（大規模買付等の対価の種類及び価額、大規模買付等の時期、それに関連する取引の仕組み並びに大規模買付等の方法の適法性及び買付等の実現可能性に関する情報を含みます。）

ウ．大規模買付等の対価の価額の算定根拠

エ．大規模買付等のための資金の調達方法（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、当該資金に関し大規模買付者の有する当社株券等その他の資産等への担保権設定の状況及び予定並びに調達に関連する取引の内容等を含みます。）

オ．大規模買付等の後の当社グループの基本的な経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策、資産運用計画及びそれらを具体的に実現するための施策（以下「事業施策等」といいます。）

カ．大規模買付者の事業と当社グループの営む事業との統合及び連携等に関する事項並びに大規模買付者と当社との利益相反を回避するための具体的施策

キ．大規模買付等の後の当社グループの従業員、顧客及び取引先その他の当社グルー

プの利害関係者に対する対応方針

ク．大規模買付等の後の当社グループの持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策及びそれにより企業価値が向上される根拠

ケ．当社の他の株主との間に利益相反が生ずる場合、それを回避するための具体的施策

コ．その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要であると認める事項

（3）独立委員会の当社取締役会に対する情報等の提供の請求

独立委員会は、大規模買付者から買付説明書が提出された場合、当社取締役会に対しても、回答期限を定めて、当該大規模買付等並びに買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等並びにそれらの正確性及び正当性を基礎付ける資料、代替案、その他独立委員会が必要かつ十分と認める情報の提供を求めることができます。情報の提供を求め得る期間は、それに対する回答期限を含めて、大規模買付者から当社取締役会及び独立委員会に対する買付説明書の提出が完了した日から最長 30 日までとします。

（4）大規模買付者との協議乃至交渉等

当社取締役会は、相当と認めるときは、大規模買付者と協議し若しくは大規模買付等に関する条件改善について交渉し、又は当社取締役会としての意見若しくは代替案を当社株主の皆様に対し提示することができるものとします。

また、独立委員会も、相当と認めるときは、当社取締役会及び大規模買付者と協議することができるものとします。

（5）独立委員会の審議及び答申

独立委員会は、当社取締役会の大規模買付等に対する対抗措置の発動の是非等に関する諮問について、大規模買付者から提出された買付説明書、当社取締役会から提供された情報、更に当社取締役会又は大規模買付者との協議の結果に基づいて審議し、大規模買付者から当社取締役会及び独立委員会に対する買付説明書の提出が完了し当社取締役会から独立委員会に対する情報の提供が完了した日から 60 日（ただし、この期間は当初の期間では結論に到達が困難である等やむを得ないと独立委員会が判断するときは 30 日を限度として延長できます。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）以内に答申書を作成して、これを当社取締役会に提出します。

独立委員会は、当該大規模買付者が本プランが定める手続を遵守しない大規模買付者（以下「手続不遵守買付者」といいます。）に該当する場合、当該大規模買付者が濫用的買付者に該当する場合、又は当該大規模買付等が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する。」との答申（以下「発動勧告」といいます。）を行い、当該大規模買付等は当社

グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する。」との答申（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告又は不発動勧告のいずれも行わず、委員会が相当と認めるその他の答申を行うことができます。

当社取締役会は、上記各答申をいずれも最大限尊重するものとします。

なお、濫用的買付者とは、大規模買付者のうち、明らかに当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断される大規模買付等であって、具体的には、次のいずれかに該当する大規模買付等を行う者を意味します。

ア．株価を高騰させて高値で当社及びその関係者に引取らせることを主たる目的として、大規模買付等を行う者

イ．当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報並びに主要取引先及び顧客等の無形資産を含みます。）を当該大規模買付者又はその関係者に取得させることを主たる目的として、大規模買付等を行う者

ウ．当社の資産（その意義はイ．に定めるところによります。）を当該大規模買付者又はその関係者等の債務の担保として供すること又はその弁済の原資として用いることを主たる目的として、大規模買付等を行う者

エ．当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産及び有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせること又は一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株券等の高値売り抜けをすることを主たる目的として、大規模買付等を行う者

ただし、大規模買付者の目的が上記ウ．及びエ．に形式的に該当する場合であっても、そのことのみをもって上記対抗措置を発動することはしないものとします。

オ．強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定して公開買付等による株券等の大規模買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある大規模買付等を行う者

（6）当社取締役会による決議

ア．　手続不遵守買付者に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付者が手続不遵守買付者に該当すると認めたときは、独立委員会の発動勧告を経た上で、対抗措置の発動を決議することができます。

イ．　濫用的買付者に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認めて発動勧告をした場合は、原則として株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができます。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況などを勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で対抗措置の発

動を決議することができます。

ウ.　企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある大規模買付等に対する対抗措置の発動の決議

取締役会は、独立委員会が当該大規模買付等は当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該大規模買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

エ.　対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、大規模買付者に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。なお、当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重しなければならないものとします。

オ.　当社取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたとき及び委員会が相当と認めるその他の答申をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの答申書を受領後速やかに、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨又は株主総会を招集する旨決議しなければならないものとします。

（7）対抗措置発動後の中止、停止又は変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後でも、①大規模買付者が当該大規模買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当該大規模買付等が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、対抗措置の発動の中止、停止又は変更を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止又は停止を決定した場合には、新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当てを中止又は停止し、新株予約権の無償割当て後行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

（8）情報の公表

当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って適時開示を行うほか、次の各号に掲げる情報を、各号に定める時期に公表致します。

ア.　大規模買付者から意向表明書若しくは買付説明書の提出があったこと又は買付説明書の提出が完了したこと

当社取締役会が大規模買付者から意向表明書若しくは買付説明書の提出を受けた

後又は買付説明書の提出が完了した後遅滞なく公表致します。

イ．　買付説明書の内容、並びに取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等のうち、独立委員会が相当と認めた情報

独立委員会が決定した公表時期に公表致します。

ウ．　第三者専門家（下記４－２．オ．で定義されます。）の意見及び独立委員会の答申書の内容のうち、独立委員会が相当と認めた情報

当社取締役会が答申書を受領した後遅滞なく公表致します。

エ．　独立委員会検討期間の延長、並びに対抗措置の発動、不発動、中止、停止及び変更に係る決定（その理由及び内容の要旨を含みます。）

独立委員会検討期間の延長、又は対抗措置の発動、不発動、中止、停止若しくは変更に係る決定後遅滞なく公表致します。

オ．　対抗措置の発動について株主総会を招集するときは、その旨、株主総会の期日、場所並びに議題及び議案の要旨

株主総会招集の決定後遅滞なく公表致します。

（９）株主総会

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認めて発動勧告をしたときであっても、当該大規模買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催することもできるものとします。このほか、株主総会の開催は、大規模買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況などを勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に、行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付等は当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めて発動勧告したときは、当該大規模買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。

なお、上記いずれの場合においても、当社取締役会は株主総会を招集する旨決議後、関係法令及び証券保管振替機構による総株主通知に基づく株主の確定にかかる実務に照らし実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

３－２－３．対抗措置

対抗措置は、大規模買付等に対し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、その健全な向上を図り、その他これを防衛するために必要かつ相当な、新株予約権の株主無償割当てその他独立委員会の意見を踏まえてその時点で最も適切と当社取締役会が判断した方法を選択するものとします。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙４．に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権者が一定割合以上議決権を

有する特定株主グループ[9]に属する者でないことを新株予約権の行使条件とする等、大規模買付等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

ただし、対抗措置が新株予約権の発行の場合であっても、一部の新株予約権者に対する現金交付は行いません。

３－２－４．本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご意思をお諮りさせていただき、当社株主の皆様のご承認をいただいた場合に発効するものと致します。本プランの有効期間は本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会が独立委員会の承認を得た上で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設若しくは改廃が行われ、又は重要な裁判所の判断が示され、当該新設、改廃又は判断を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の主旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

３－３．本プランの株主及び投資家の皆様等への影響

３－３－１．総論

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が大規模買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、ひいては、当社株主及び投資家の皆様に代替案の提示を受ける機会を与えることにつながりうるものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上につながるものと考えます。したがいまして、本プランは、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提ともなるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記３―２－２．において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守するか否かにより大規模買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及

9 株券等の保有者若しくはその共同保有者等又は株券等について金融商品取引法 23 条の 2 第 1 項に定義される買付け等を行う者若しくはその特別関係者等のいずれかに該当する者

び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や大規模買付者の動向にご注意ください。

３－３－２．本プランの発効時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの発効時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、当社株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

３－３－３．対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付等を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、当社株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った当社株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

４．本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

４－１．本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、当社株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会が、その内容を当社株主の皆様に伝達し、更に必要に応じて当社株主の皆様に代替案をお示しすることを可能とするためのものです。それにもかかわらず、大規模買付者がこれらを提供しない場合、又は濫用的買付者に該当する場合に、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のために対抗措置を発動することを可能にし、それらにあたら

ない大規模買付等の場合であっても、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は株主総会を招集して当社株主の皆様に対抗措置の発動の是非について直接判断していただく場を設けようとするものであって、基本方針に沿ったものと考えております。

４－２．本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、４－１．で申し述べた点に加えて、次のとおりです。

ア．　買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（１．企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則　２．事前開示・株主意思の原則　３．必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省・企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえております。

イ．　株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本年 6 月開催予定の本定時株主総会において、本プランの適否に関して当社株主の皆様のご意思を確認させていただきます。本プランの有効期間は本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、それまでに開催される株主総会において当社株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、平成 20 年 6 月 24 日開催の定時株主総会において取締役の任期を 1 年とする定款変更を当社株主の皆様にお諮りしご承認をいただいておりますが、この定款変更によりその後の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆様の意思を確認できるようにしております。

ウ．　対抗措置発動の対象たる買付者の要件の合理性、明確性及び厳格性等

本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確かつ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により、これを決定していただくことにしております。

エ．　独立性の高い社外者の判断と情報開示

本プランにおいては、要件に該当するか否かの判断が容易で、恣意性の入る余地の小さい手続不遵守買付者に対しても独立委員会の勧告を経て当社取締役会が対抗措置の発動を決定しうることとしております。濫用的買付者の認定及び同買付者に対する対抗措置の発動については、当社の社内取締役及び経営委員等の経営陣から独

立しているのみならず、会社の経営、経済又は法令に通暁した者（独立委員会委員3名のうち2名は、金融商品取引所へ届け出た独立役員であり、また、もう1名は当社と顧問契約を有しない弁護士であり、独立性が高い上に当社株主の皆様と利益相反が生じるおそれもございません。）から成る独立委員会の判断に委ねられており、その勧告を最大限尊重して当社取締役会はそのために必要な決議を行うこととして、取締役の恣意的判断がなされる余地を極力排除しております。

また、独立委員会が、当該大規模買付者は企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大規模買収者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非については、株主総会に判断していただくことにしており、当社取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

オ．　第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立委員会は当社の費用により、ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者（以下「第三者専門家」といいます。）の助力を受けることができるものとしております。また、独立委員会の勧告及び勧告を導くためのこれら専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表致します。

カ．　情報の公表

大規模買付者からの意向表明書又は買付説明書の提出があったこと等は、本プラン記載の時期に公表することとし、買付説明書の内容、当社取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等、第三者専門家の意見並びに独立委員会の答申書の内容のうち開示が相当と認められるものは、本プラン記載の適切な時期に公表することとしております。

キ．　デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は２－２．で申し述べましたとおり、取締役任期を1年としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

別紙１．

当社の大株主の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株　　主　　名	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	118,146	6.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	100,624	5.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	54,717	3.22%
東京海上日動火災保険株式会社	51,283	3.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	46,444	2.74%
ｻﾞ ﾊﾞﾝｸ ｵﾌﾞ ﾆｭｰﾖｰｸ ﾒﾛﾝ ｱｽﾞ ﾃﾞﾎﾟｼﾞﾀﾘｰ ﾊﾞﾝｸ ﾌｫｰ ﾃﾞﾎﾟｼﾞﾀﾘｰ ﾚｼｰﾄ ﾎﾙﾀﾞｰｽﾞ	36,787	2.17%
明治安田生命保険相互会社	34,973	2.06%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	30,409	1.79%
株式会社みずほコーポレート銀行	22,867	1.35%
全国共済農業協同組合連合会	21,459	1.26%

（注）
上記のほか、当社が自己株式 3,628 千株を保有しております。

以　上

別紙２．

独立委員会規則の概要

１．当社取締役会は取締役会決議に基づき独立委員会を設置する。
２．独立委員会は３名以上にて構成する。
３．独立委員会委員は、当社の社内取締役及び経営委員等の経営陣から独立した、会社の経営、経済又は法令に通暁した者の中から、当社取締役会が選任する。ただし当社社外取締役又は社外監査役を委員に選任することを妨げない。
４．社外取締役又は社外監査役でない委員については、社外取締役に準ずる守秘義務及び善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で結ぶものとする。
５．独立委員会委員の任期は、選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、再任を妨げない。
６．当社社外取締役又は社外監査役である独立委員会委員は、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
７．独立委員会の定足数は過半数とする。
８．独立委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。
９．独立委員会は以下の事項等について決定し、その内容に理由を付して当社取締役会に答申する。当社取締役会はこの独立委員会の勧告を最大限尊重し、必要な取締役会決議を行うものとする。

（１）　大規模買付者が手続不遵守者若しくは濫用的買付者であることの認定又は大規模買付等が企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものであることの認定
（２）　対抗措置の発動又は不発動
（３）　その他当社取締役会が委員会に諮問した事項

１０．独立委員会の各委員は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを判断することを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
１１．上記に定めるところに加え、独立委員会は以下の各号に記載される事項を行うことができる。

（１）　大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
（２）　当社取締役会及び大規模買付者から提供された情報及び資料の内容の精査・検討
（３）　当社取締役会又は大規模買付者との協議
（４）　当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
（５）　独立委員会検討期間の延長の決定
（６）　本プランの修正、変更及び廃止の承認
（７）　本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
（８）　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事

項

（９）　当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項

１２．独立委員会は、大規模買付者が提出した買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、回答期限を定めて、買付説明書を補足又は追加する情報の提供を求めることができる。補足又は追加する情報の提供（以下「追加情報提供」という。）の要請は、必要に応じ複数回行えるものとするが、その場合であっても、追加情報提供を求め得る期間は、それらに対する回答期限を含めて、大規模買付者が最初の買付説明書を提出した日から最長 60 日までとする。ただし、大規模買付者から延長請求がなされた場合には、必要に応じて当該期間を延長できるものとする。

１３．独立委員会は、大規模買付者から買付説明書が提出された場合、当社取締役会に対しても、回答期限を定めて、当該大規模買付等並びに買付説明書（追加情報提供に係るものを含む。）に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等、並びにそれらの正確性及び正当性を基礎付ける資料、代替案、その他独立委員会が必要かつ十分と認める情報の提出を求めることができる。情報の提供を求め得る期間は、それに対する回答期限を含めて、大規模買付者から取締役会及び委員会に対する買付説明書の提出が完了した日から最長 30 日までとする。

１４．独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役会、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認めるものの出席を要求し、独立委員会が必要と認める事項に関する説明を求めることができる。

１５．独立委員会は、その職務を行うにあたり、当社の費用により、独立した第三者専門家（ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者）の助言を受けることができる。

１６．独立委員会各委員は、大規模買付等がなされた場合その他必要に応じて独立委員会を招集することができる。

別紙３.

現在の独立委員会委員の氏名及び略歴

平山　正剛　氏　昭和9年生

昭和39年	4月	東京弁護士会弁護士登録
平成12年	4月	日本弁護士連合会副会長
		東京弁護士会会長
平成13年	3月	同上退任
平成18年	4月	日本弁護士連合会会長
平成20年	3月	同上退任

岡本　行夫　氏　昭和20年生

昭和43年	4月	外務省入省
平成　3年	1月	同省退官
平成　3年	3月	株式会社岡本アソシエイツ代表取締役（現在に至る）
平成　8年	11月	内閣総理大臣補佐官
平成 10年	3月	同上退官
平成 13 年	9 月	内閣官房参与
平成 15 年	4 月	同上退官
		内閣総理大臣補佐官
平成 16 年	3 月	同上退官
平成 20 年	6 月	当社社外取締役　（現在に至る）

翁　百合 氏　昭和35年生

昭和59年	4月	日本銀行入行
平成 4年	4月	株式会社日本総合研究所入社
平成 6年	4月	同社主任研究員
平成12年	4月	同社主席研究員
平成13年	9月	慶応義塾大学大学院特別招聘教授
平成15年	5月	株式会社産業再生機構取締役（非常勤）
平成18年	6月	株式会社日本総合研究所理事（現在に至る）
平成20年	6月	当社社外取締役（現在に至る）

*
各委員と当社の間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

**
岡本氏及び翁氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の独立役員として届け出ております。

***
平山氏は当社と顧問契約はございません。

別紙４．

新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループ（以下「大規模買付者グループ」という。）に属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記８．のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。更に、大規模買付者グループに属する者でないこと等について確認する当

社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。
詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8．当社による新株予約権の取得

（1）当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を無償にて取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

（2）当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、大規模買付者グループに属する者及び取得がなされる日までに大規模買付者グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち大規模買付者グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8．（2）前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし､その後も同様とする。
なお、取得条項を設ける際に、議決権割合が 20%以上の大規模買付者グループに属する者の保有する新株予約権は取得の対象としないことや、これらの者とその他の株主とで取得の対価等に関し異なる取扱いをすることもできるものとするが、これらの者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合であっても、その対価としての現金の交付は行わないものとする。